

## 平成30年第8回筑紫野市教育委員会臨時会

### ○日 時

平成30年8月8日（木）午前8時31分から午前9時26分

### ○場 所

筑紫野市役所 第9会議室

### ○出席委員（5名）

教 育 長	上 野 二三夫	教 育 委 員	近 本 明
教 育 委 員	潮 見 眞千子	教 育 委 員	田 代 邦 夫

### ○欠 席 委 員（1名）

### ○出席説明員（8名）

教 育 部 長	八 尋 清 和	教育政策課長	森 敬
学校給食課長	倉 掛 伸 夫		
生涯学習課長	長 澤 龍 彦	文化財課長	宮 原 博 揮
文化・スポーツ振興課長	大久保 泰 輔	指 導 主 事	河 野 隆 子
社会教育主事	砥 綿 麻 衣		

### ○出席事務局職員（1名）

教育政策課 庶務担当係長	葉 山 順 子
-----------------	---------

### ○議 事 日 程

1. 議案題29号 市内中学校における自動販売機設置について
2. その他

## 会議録

○教育長：定刻となりましたので、ただいまから平成30年第8回筑紫野市教育委員会臨時会を開会いたします。

では、議事日程の順序に従い会議を進めます。なお、発言は議長の許可を得た後にお願いをいたします。

### 日程第1、市内中学校における自動販売機設置についての件

○教育部長：（議案説明）

○教育長：本件についての質疑がありましたら出してください。よろしいでしょうか。

○潮見委員：自販機で購入した飲み物は、教室にも持ち込むのですか。授業中は飲まずに、休み時間だけ飲むのでしょうか。

○教育部長：教室に持ち込みは可能ですが、飲むのは休み時間だけです。部活生は、ペットボトルを持って来ているので、生徒たちはいつ飲めるのかは、理解しています。ただ、購入時間のけじめはつける必要があるので、10分休みには購入できないルールになると思います。

○近本委員：保護者からの反対意見はありませんでしたか。

○教育部長：ありませんでした。平日の部活には保護者による飲料水補充の協力ができないので、自動販売機を設置して欲しいという要望が多かったです。

○潮見委員：夏だけ購入できるのでしょうか。

○教育部長：一年中購入できます。

○森課長：校舎の外に設置しますので、生徒だけでなく社会体育での学校利用者や保護者、地域の人も利用できます。

○潮見委員：ルールを作られるようですが、ルールが破られて時の対応は考えていますか。きっと何かあると思います。

○教育部長：学校によっては、生徒会が動こうとしているところあります。

○潮見委員：それはとてもいいことです。大人が言うのではなく、子どもたち同士で考えるのが一番いいと思います。

○近本委員：生徒にディベートさせるのもいいかもしれません。

○田代委員：自動販売機の設置については大賛成です。今、水分をこまめにとるように指導しているので水筒の水はすぐになくなると思います。自動販売機の中に経口補水液をいれたらいいのではないのでしょうか。

○教育長：補足します。5月15日に筑紫野南中学校から要望があがってきたのが最初です。設置するからには、皆様から喜ばれるような形での設置をすべきです。他市町に比べて、筑紫野市は

小・中9年間の完全給食を実施しています。今まで、お金を学校に持ってくる習慣がありませんでした。今回、自動販売機を設置することで、お金を持ってくるようになるが、トラブルにならないようにしっかりと指導すべきです。

○潮見委員：本当に「生水」は飲まないのでしょうか。

○河野指導主事：飲む生徒もいますが、激減しています。20年前は、体育の後とかに水道水を飲む列の指導をしていましたが、今はそのような指導はしなくてもいい状況です。

○田代委員：家庭でもほとんど飲みません。親から「生水」を飲まないように言われている家庭もあると思います。

○近本委員：生水を飲まないのは時代の流れでしかたないかもしれないが、過保護になり過ぎないようにしないとはいけません。

○田代委員：過度に清潔を求める傾向になってきています。

○教育長：他に質疑はありませんか。

○（特になし）

○教育長：質疑なしということで質疑を打ち切ります。

本件を承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり承認がされました。ありがとうございます。

これで本日の議事を終了いたします。

○教育長：ほかにございませんか。

○（特になし）

○教育長：ないようでしたら、以上をもちまして、平成30年第8回筑紫野市教育委員会臨時会を閉会します。ありがとうございました。